

新発田市監査委員公表第2号

定期監査結果の公表について

令和3年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月14日

新発田市監査委員 坂上 徳行

新発田市監査委員 石山 洋子

令和3年度定期監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 坂上 徳行

監査委員 湯浅 佐太郎

監査委員 石山 洋子

なお、今年度の定期監査に際して、湯浅佐太郎前監査委員は、令和3年6月22日まで関与し、石山洋子監査委員は、同年6月23日から関与した。

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

ア 監査の対象課、機関、局等

① 市長の事務部局

みらい創造課、人権啓発課、税務課、環境衛生課、市民まちづくり支援課、高齢福祉課、健康長寿アクティブ交流センター、こども課、社会福祉課、農林水産課、地域整備課、維持管理課、建築課、財産管理課、下水道課

② 教育委員会の事務部局

教育総務課、教育企画課、文化行政課、文化芸術振興室・市民文化会館、生涯学習課、生涯学習センター、新発田地区公民館、豊浦地区公民館

③ 農業委員会事務局

④ 水道局

イ 監査の対象範囲

① 5月に実施した課等にあつては、令和2年度の財務及び事業管理に関する事務と令和2年度及び3年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

② 10月以降に実施した課等にあつては、令和3年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和2年度及び3年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理

されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所
監査委員事務局

(6) 監査の実施期日
令和3年5月11日から令和4年2月9日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

特に、工事請負契約について、本来、一体として設計、発注すべき工事（自然災害等の復旧や緊急であることが客観的な事実に基づき説明ができる場合を除く）を、予定価格が新発田市契約規則第29条第1号の随意契約の限度額（工事又は製造の請負 130万円）を超えないように設計し、分割契約を締結している事例が少なからず確認された。

分割契約は、原課に与えられた契約権限を越えて契約を結ぶものであり、競争性・透明性・公平性を損なう適正を欠く事務処理である。

今後は、発注時期に留意する、一括発注を行う、随意契約理由を精査するなど事務の効率化、適正化を図られるよう要望する。

また、指摘まで至らないが軽微な注意事項がすべての部署において必ず確認された。特に文書処理、文書管理や契約事務において顕著である。この軽微な事項の積み重ねが、やがて大きな問題となりかねない。今後は、軽微な注意事項がなくなるよう、所属長をはじめ、部署全体で取組むよう要望する。

監査対象	監査年月日	特記事項
豊浦地区公民館	令和 3年 5月 11日	おおむね適正と認めた。
健康長寿アクティブ交流センター	令和 3年 5月 13日	おおむね適正と認めた。
農業委員会事務局	令和 3年 5月 18日	おおむね適正と認めた。
維持管理課	令和 3年10月 7日 ～8日	① 寄付（贈与）申込書を收受し、それ以降の事務手続きを行っていなかった。 ② 公園施設設置料で令和2年度会計の歳入とすべきものを、令和3年度会計として処理していた。 ③ 工事の発注方法について、複数の工事について一体として設計・発注が可能な案件を分割して行っていた。
地域整備課	令和 3年10月 12日 ～13日	おおむね適正と認めた。
水道局	令和 3年10月 14日 ～15日	おおむね適正と認めた。
高齢福祉課	令和 3年10月 18日 ～19日	文書処理全体にわたり、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
市民まちづくり支援課	令和 3年10月 26日 ～27日	おおむね適正と認めた。
環境衛生課	令和 3年10月 28日 ～29日	おおむね適正と認めた。
こども課	令和 3年11月 1日 ～2日	おおむね適正と認めた。
社会福祉課	令和 3年11月 9日 ～10日	① 補助金交付事務で適正を欠く事務処理が見受けられた。 ② 行政財産使用許可等の事務手続きをされないものがあつた。 ③ 文書処理全体にわたり、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものが多数見受けられた。
教育総務課	令和 3年11月 16日 ～17日	契約事務について適正を欠く事務処理があつた。
税務課	令和 3年12月 16日 ～17日	おおむね適正と認めた。

みらい創造課	令和 3年12月21日 ～22日	おおむね適正と認めた。
人権啓発課	令和 4年 1月 6日	おおむね適正と認めた。
文化行政課	令和 4年 1月11日	おおむね適正と認めた。
文化芸術振興室・ 市民文化会館	令和 4年 1月13日	おおむね適正と認めた。
教育企画課	令和 4年 1月18日	おおむね適正と認めた。
生涯学習課	令和 4年 1月20日 ～21日	おおむね適正と認めた。
新発田地区公民館	令和 4年 1月20日 ～21日	おおむね適正と認めた。
生涯学習センター	令和 4年 1月20日 ～21日	おおむね適正と認めた。
農林水産課	令和 4年 1月27日 ～28日	おおむね適正と認めた。
下水道課	令和 4年 2月 1日 ～2日	おおむね適正と認めた。
財産管理課	令和 4年 2月 3日	おおむね適正と認めた。
建築課	令和 4年 2月 8日 ～9日	契約事務について適正を欠く事務処理があった。